

日本国厚生労働省とカンボジア王国鉱工業エネルギー省の間の  
水の安全供給に対する協力に関する覚書

【概要】

平成 23 年 1 月  
厚生労働省健康局水道課

文書名

Memorandum between the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan and  
the Ministry of Industry, Mines and Energy of the Kingdom of Cambodia  
regarding Cooperation on Safe Water Supply in the Kingdom of Cambodia

署名者

細川律夫 厚生労働大臣

スイ・セン カンボジア王国鉱工業エネルギー大臣

趣旨

カンボジアにおける水の安全供給を促進するための協力事業に関して、両省  
の共通認識を示すもの。

活動の範囲

- (1) 日本の経験とカンボジアにおける先進的な取組の活用方策の検討
- (2) 日本及びカンボジア両国の水道産業界が有する技術力の活用方策の検討
- (3) 現地調査の実施
- (4) カンボジアの水道事業者と日本の水道事業者・水道産業界との連携・協力の促進

具体的措置

本覚書にもとづく活動内容については、両者及びカンボジアにおける水道分野の国際貢献に実績のある北九州市が調整し、策定する。